

## 介護給付費縦覧審査確認表（請求事業所）

事業所番号	5070000001
事業所名	居宅支援事業所 0 1
事業所担当者氏名	事業所 太郎
連絡先電話番号	99-9999-9999

確認表記入者の氏名と電話番号を  
記入してください。

平成□年□月□日

下記は貴事業所の介護請求明細書について縦覧点検審査処理を行った結果、請求内容に疑義があるものです。

内容を確認の上、確認調整結果を記入してください。また、対象帳票が「算定」「重複」の場合は、過誤を「する」「しない」のいずれかに○を付けて平成□年□月□日までにご返送ください。

□□県国民健康保険団体連合会

対応番号	確認対象情報							関連情報				
	対象帳票	証記載保険者番号 証記載保険者名	被保険者番号 被保険者名	サービス提供年月	サービス	日数/回数	縦覧点検出力事由	サービス提供年月	事業所番号	電話番号	サービス	日数/回数
1	算定	501001	0000000001	H21. 8	43 4001	1	過去に居宅サービス計画費を算定しています  （確認調整結果記入欄）  請求誤りのため過誤	H21. 7	5070000001	99-9999-9999	43	
		保険者 0 1	かげ ゆう		居宅支援初回加算				居宅支援事業所 0 1		居宅介護支援	

内容・・過去に居宅サービス計画費を算定しています

報酬算定上の制限・・居宅介護支援初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合、1月に算定可能な加算です。

介護予防支援初回加算は、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して、指定介護予防支援を行った場合、1月に算定可能な加算です。

※「新規」の考え方は、当該利用者について、2月以上、当該事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定していない場合。

対応・・確認した結果、請求内容の誤りであった場合は、「過誤する」に○をつけて本会へ返送してください。

※居宅支援初回加算の算定月に誤りがあった場合は、当該確認表は「過誤する」に○をつけて回答をし、本来加算を算定すべき月の明細書については、「取り下げ依頼書」を提出して過誤決定後、明細書を再提出してください。

例) 本来は、H21. 7 サービス月に初回加算を算定、しかし誤ってH21. 8 サービス月に加算をした場合

- ① H21. 8 サービス月は、介護給付費縦覧審査確認表に「過誤する」と○で付記する。それにより保険者で過誤決定する。
- ② H21. 7 サービス月は、「取り下げ依頼書」を本会に提出する。それにより保険者で過誤決定する。
- ③ H21. 7 及び H21. 8 サービス月の明細書は、返戻になった状態になるので、過誤決定通知書が貴事業所に送付後、双方のサービス月の明細書を本会へ再提出する（給付管理票は返戻になつないので、必ず明細書のみ再提出すること）。